一般社団法人日本ダンススタジオ連盟

商標・ロゴ使用ガイドライン

第 1 条（目的）
本ガイドラインは、一般社団法人日本ダンススタジオ連盟（以下「本連盟」という。）が保有する名称、ロゴマーク、加盟認証マークその他の商標等（以下「連盟商標等」という。）の適正な利用を促進し、本連盟及び加盟会員の信頼性向上並びにブランド価値の向上を図ることを目的とする。

第 2 条（権利の帰属）
連盟商標等に関する著作権、商標権その他一切の権利は、本連盟に帰属する。

第 3 条（使用許諾）
1. 本連盟は、加盟団体に対し、加盟期間中に限り、本ガイドラインに従うことを条件として、連盟商標等の使用を無償で許諾する。
2. 加盟団体は、本ガイドラインに従い連盟商標等を使用することができる。ただし、連盟商標等に関する一切の権利は本連盟に帰属する。
3. 加盟団体は、本ガイドラインの範囲内において、個別の申請又は承認を要することなく連盟商標等を使用することができる。

第 4 条（使用できる表示）
加盟団体は、次の表示を行うことができる。
（1）一般社団法人日本ダンススタジオ連盟 加盟スタジオ
（2）GRID 加盟スタジオ

第 5 条（使用可能な媒体）
加盟団体は、次の媒体において連盟商標等を使用することができる。
（1）ホームページ
（2）SNS
（3）チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷物
（4）名刺
（5）店舗看板
（6）会員募集広告
（7）その他通常の広報活動に使用する媒体

なお、**イベント等における連盟の後援名義およびロゴの使用については、事前申請が必要となります。**使用を希望する場合は、所定の申請手続きを行ってください。

第 6 条（加盟認証ステッカー）
1. 本連盟は、加盟団体に対し加盟認証ステッカーを提供する。
2. 加盟団体は、店舗入口その他利用者が確認しやすい場所に掲示することができる。
3. 加盟認証ステッカーの複製、改変又は第三者への譲渡をしてはならない。

第 7 条（禁止事項）
加盟団体は、次の行為を行ってはならない。
（1）ロゴマークの変形、加工又は改変
（2）指定された色彩以外への変更
（3）縦横比を変更した使用
（4）ロゴの一部のみを使用する行為
（5）本連盟が特定の商品又はサービスを保証、推奨していると誤認させる表示
（6）政治活動又は宗教活動への利用
（7）法令又は公序良俗に反する利用
（8）本連盟の信用又は品位を損なう利用
（9）第三者への使用許諾又は貸与

第 8 条（事前承認を要する利用）
次の利用については、事前に本連盟の承認を受けなければならない。
（1）ロゴ等を使用した商品の販売
（2）ロゴ等を使用した有償サービスの提供
（3）第三者との共同事業への利用
（4）テレビ、新聞、雑誌その他大規模広告への利用
（5）その他本連盟が必要と認める利用

第 9 条（使用停止）
本連盟は、加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、連盟商標等の使用停止を求めることができる。
（1）退会したとき
（2）除名されたとき
（3）会費を滞納したとき
（4）本ガイドラインに違反したとき
（5）本連盟の信用を著しく損なう行為を行ったとき

第 10 条（退会後の取扱い）
加盟団体　は、退会又は除名の日から速やかに連盟商標等の使用を中止し、ホームページ、SNS、印刷物その他の媒体から削除又は修正しなければならない。

第 11 条（ガイドラインの改定）
本連盟は、必要に応じて本ガイドラインを改定することができる。

附則
本ガイドラインは令和 8 年 6 月 1 日から施行する。